

令和8年度京都ジョブパーク事業 就業・育成一貫支援業務委託
落札者決定基準別表

評価項目	評価内容		配点		
			※1	※2	
全体の評価 (50点)	提案内容の 的確性	・仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。	10		
		・事業を効果的・効率的に実施するための提案がされているか。	10		
	提案内容の 実現性	・実施方法が具体的で、実現性があり、新規登録者、就職内定者数等の目標を達成することが期待できるか。	15		
	事業への 理解・知識	・事業内容及び目的に関する理解・知識が十分にあるか。	15		
提案項目① 就業・育成一貫支援プログラム等の効果的な業種や訓練の提案 (35点)	的確性	・就業・育成一貫支援プログラムの実施に当たって、現下の府内における産業構造や経済及び雇用情勢、並びに社会的要請等を分析の上、これらを踏まえ、事業の目的である正社員内定に向け、効果的な事業運営に関する提案がなされているか。		15	
		・就業・育成一貫支援プログラムの実施に当たって、短期間の訓練で求職者の価値を一定向上させることができ、参画企業及び求職者の確保が可能な業種や効果的な訓練が提案されているか。		10	
	実現性	・就業・育成一貫支援プログラムについて、提案内容が実現可能と見込まれる責任者やカウンセラーの配置がされているか。		10	
提案項目② 就業・育成一貫支援プログラムの参画企業・求職者・講師の確保 (35点)	実現性	・就業・育成一貫支援プログラムを通じて正社員採用し・OJTを実施する意欲的な京都企業の候補や開拓戦略について、具体的かつ実現性の高い提案がされているか。		15	
		・就業・育成一貫支援プログラムにおける参加求職者の確保について、具体的かつ実現性の高い提案がされているか。		10	
		・就業・育成一貫支援プログラムのキャリアサーチセミナー及び専門人材入門訓練に係る講師の確保について、具体的かつ実現性の高い提案がされているか。		10	
提案項目③ 正社員就職に向けた効果的なカウンセリングの実施 (30点)	的確性	・就業サポートセンターの運営において、事業主旨を踏まえた効果的と見込まれる運営方法が提案されているか。		10	
	実現性	・就業サポートセンターの運営において、就業・育成一貫支援プログラムとの連携の下、正社員就職を希望する求職者を、同プログラムを通じて早期に正社員就職に繋げる仕組みが提案されているか。		10	
		・就業サポートセンターの運営において、困難性の高い求職者を安定雇用につなげることのできるスキルの高いカウンセラーの配置がされているか。		10	
業務実施面 (30点)	業務実施体制	・提案内容を実施できる人員が確保され、特に事業責任者、副事業責任者については、類似業務における実績を有し、効果的なマネジメントや事業実施段階における積極的な企画提案が期待できる人物が配置されているか。	10		
		・各行程ごとに妥当な時間と費用の配分がなされ、業務完了に至るまでの過程が明確に説明されているか。	10		
	業務実績	・本業務と同種・類似業務の実績があるかどうか。	同種の実績が複数ある	10	10
			同種の実績がある	8	
			類似の実績が複数ある	6	
類似の実績がある			4		
		上記以外	2		
府内企業 (10点)	・京都府内に、本店、支店又は営業所等を有する者であること。	府内に本店がある	10	10	
		府内に支店、営業所等がある	6		
		上記以外で府内在住者を雇用	4		
		上記以外	0		
子育て支援・WLB (10点)	・子育て支援、ワーク・ライフ・バランス等の推進企業であること ※4	「ワーク・ライフ・バランス等推進企業評価基準」により加算	10		
合 計			100	100	

※3

※1:【仕様面】価格と同等に評価できる項目(仕様との適合性や※1の履行を確保するための項目<実施体制、業務実績等>)

※2:【企画面】価格と同等に評価できない項目(創造性、新規性等事業者の企画提案力に期待する内容)

※3: ※1と※2の配点比率は1:1を基本とする

(5段階: ※1・2共通)	配点	
	15点	10点
優れている	15点	10点
やや優れている	12点	8点
標準	9点	6点
やや劣っている	6点	4点
劣っている	3点	2点
仕様を満たしていない(※1のみ)	失格	

ワーク・ライフ・バランス等推進企業 評価基準 ※4

		配点	適用
女性活躍推進法に基づく認定	プラチナえるぼし	10	女性活躍推進法(令和2年6月1日施行)第12条に基づく認定
	えるぼし3段階目	8	女性活躍推進法第9条に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。
	えるぼし2段階目	6	
	えるぼし1段階目	4	
次世代法に基づく認定	プラチナくるみん	10	次世代法第15条の2の規程に基づく認定
	くるみん(新基準)	8	平成29年4月1日以降の基準
	トライくるみん	6	
	くるみん(旧基準)	4	平成29年3月31日までの基準
若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定)		8	
障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく認定(もにす認定)		8	
「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス認証		8	
京都わかもの自立応援企業認証		8	
京都はあとふる企業認証		8	

※複数の認定認定等に該当する場合は、10点を上限として、その合計点とする。